

山口県における竹市場運営規程

(目的)

第1条 地域資源である竹の有効活用を促進し、森林環境の保全と竹産業の振興を図るため、新たな竹材流通拠点「竹市場（たけいちば）」を設置し、効果的な需給マッチングを促進する。

(方法)

第2条 竹市場への持ち込み材は原則として委託販売により行い、固定価格により販売するものとする。

(定義)

第3条 本運営規程における用語の定義は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 出荷者

竹市場に竹材を持ち込み、販売を委託する者

(2) 買取者

竹市場に出荷された竹材を買い取る者

(3) 山口県竹林経営マイスター（以下「マイスター」という。）

県が実施する「山口県竹林経営マイスター育成研修」を修了し、「山口県竹林経営マイスター認定要領」（令和7年6月23日制定）に基づき、県が認定した者

(4) 竹林経営計画

「山口県竹林経営計画取扱要領」（令和7年11月10日制定）に基づき、マイスターが持続的な竹林経営を目指すための県が認定した計画

(5) 竹市場運営管理者

山口県から竹市場の運営を委託された者

(営業日)

第4条 竹市場の営業日は次のとおりを基本とし、年末年始や祝日等、出材数量その他によりこれを変更又は中止することがある。なお、出材の都合により場所、日時を定めて臨時に営業することがある。

(1) 宇部竹市場 毎週水、金曜日 9時から16時まで

(2) 美祢竹市場 毎週火、木曜日 9時から16時まで

(出荷)

第5条 出荷者に対しては、次の各項を適用する。

2 出荷を行い得る者は、竹材生産者又は竹林所有者で、マイスターとする。

3 出荷できる竹材は、マイスターが、竹林経営計画を作成し、当該計画に基づき伐採されたものを原則とする。

4 マイスターが所属する事業体が持ち込む場合は、マイスターが伐採等に関わっており、

マイスターによる管理体制が整備されていると認められる場合とする。

- 5 前3項の例外として、次の各号のすべてを満たす場合は、無償での持ち込みを認める。
 - (1) 山口県農林水産部森林企画課長（以下、県）が認めた者であること
 - (2) 別表「竹材規格及び竹材単価表」における必要な規格を満たす竹材であること
 - (3) 伐採届出書（別記第1号様式）及び必要な添付資料を提出した者であること
 - (4) 伐採内容が提出された伐採届と相違ないこと
 - (5) 県内竹林から生産されており、廃棄物で無いもの
- 6 出荷材の受け入れは、本運営規程で定めた規格に基づく、竹市場運営管理者の検収をもって行う。
- 7 出荷材の代金の支払いは、売上決定後30日以内に行う。

（売渡）

第6条 買取者に対しては、次の各項を適用する。

- 2 買取を行い得る者は、竹材加工業者又は一般消費者で、県が適当と認めた者であり、利用者登録（別記第2号様式）を行うものとする。
- 3 買取は、原則として竹市場の定める計量伝票により規格番号ごとにトン単価をもって行う。ただし、トン単価以外で売り払いを行う物については、その都度買取単価を表示する。
- 4 買取は、原則として買取者本人が直接行うものとする。
- 5 買取者は、先着順として決定する。同時の場合は、抽選によって買取者を決定する。
- 6 買取者は、現品を確認の上、買取の申込を行うものとする。
- 7 買取者は、申込後30日以内に竹市場運営管理者に申し出て申込を取り消すことができる。
- 8 買取材の代金は、申込日より30日以内に支払うものとし、当該支払いをもって売買契約が成立したものとみなす。
- 9 申込日より30日以内に代金の納付がないときは当該申込を取り消したものとみなす。
- 10 代金の支払いは、竹市場運営管理者が指定する口座への振込とする。
- 11 買取材の搬出は、代金を支払った後に竹市場運営管理者の指示によって行わなければならない。
- 12 買取者が代金納付後30日以内に買取材を引き取らないときは、以降、竹市場運営管理者はその保管について責任を負わず、半年以上経過した場合は、所有権が放棄されたものとみなし処分することができる。

（その他）

第7条 本規程に別段の定めのない事項については、すべて県と竹市場運営管理者が協議の上決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年11月10日から施行する。